

# 契 約 書

この契約書について、次の条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別添の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

1 名 称 統計調査事務補助業務

2 期 間 令和 7 年 9 月 16 日 から

令和 8 年 1 月 15 日 まで

3 契 約 金 額 単価  ¥

(注) 委託業務の単価には消費税及び地方消費税を含まないものとする。  
委託料は単価に勤務時間数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

4 支 払 方 法  毎月払（各月業務完了後） 派遣業務結果報告書に基づき実績金額を支払う

5 契 約 保 証 金  ¥ - （担保）

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

発 注 者 金 沢 市

住 所 金沢市広坂1丁目1番1号

氏 名 金沢市長 村 山 卓

受 注 者

住 所

氏 名

発注者 金沢市（以下「派遣先」という。）と受注者（以下「派遣元」という。）とは、統計調査事務補助業務に関して、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 派遣先派遣元双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（派遣業務の執行）

第2条 派遣元は、派遣業務を執行するために、派遣元の雇用する労働者を派遣先の指定する場所に派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣される労働者（以下「派遣労働者」という。）の従事すべき業務の内容、就業場所、派遣就業の期間その他労働者派遣の実施に関して必要な細目については、別表に定めるとおりとする。

3 派遣元は、別紙仕様書により派遣業務を執行しなければならない。

4 派遣元は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、派遣先の指示を受けるものとする。

（法令遵守）

第3条 派遣先派遣元双方は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他の関係法令を遵守し、適正な派遣労働者の就業に必要な措置を講じなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 派遣元は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、派遣先の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第5条 派遣元は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（特許権等の使用）

第6条 派遣元は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、派遣先がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、派遣元がその存在を知らなかったときは、派遣先は、派遣元がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（契約の期間）

第7条 契約の期間は、令和7年9月16日から令和8年1月15日までとする。

(派遣労働者の交替)

第8条 派遣元は、派遣先から派遣労働者が業務執行に不相当である旨の連絡を受け、その理由が正当であると認めた場合は、速やかに代替労働者と交替させなければならない。

2 派遣元は、代替労働者をあらかじめ確保しておかなければならない。

(損害のために必要を生じた経費)

第9条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、派遣元が負担するものとする。ただし、その損害が派遣先の責めに帰する理由による場合においては、これを派遣先が負担するものとし、その額は派遣先と派遣元とが協議してこれを定めるものとする。

(派遣料)

第10条 この契約にかかる派遣料は実働1時間あたり 円とし、派遣元は派遣労働者の勤務時間（15分単位で起算し、これに満たない端数は切り捨てる。）から算出した派遣料に100分の110を乗じて得た額（うち消費税及び地方消費税は、110分の10に相当する額。以下「請求額」という。）を派遣先に請求するものとする。なお、請求額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(派遣業務結果報告書)

第11条 派遣元は、当該月の派遣業務の執行を完了したときは、その結果を記載した報告書（以下「派遣業務結果報告書」という。）に請求書を添え、派遣先に提出するものとする。

2 派遣先は、前項の規定に基づき派遣業務結果報告書及び請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

(派遣料の支払)

第12条 派遣先は、前条第2項の規定に基づき派遣業務結果報告書及び請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求された派遣料を派遣元に支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 派遣元は、この派遣業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らし、あるいは自己の目的に利用してはならない。また、派遣期間終了後及び派遣労働者その他派遣元の従業員が派遣元との雇用契約を解除した後においても同様とする。

2 派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 派遣元は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正

に行わなければならない。

- 2 派遣元は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 派遣元は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 派遣元は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 派遣元は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。
- 6 派遣元は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。
- 7 派遣元は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 8 派遣元は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者と派遣元の契約内容にかかわらず、派遣先に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 9 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 10 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために派遣先から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 11 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 12 派遣元は、派遣先の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、派遣先が派遣元に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 13 派遣元は、この契約による業務を処理するために派遣先から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに派遣先に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、派遣先が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 14 派遣元は、この契約による業務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、派遣先が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 15 派遣元は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったとき

は、直ちにその状況を派遣先に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく派遣先に報告しなければならない。

16 派遣先は、派遣元がこの契約による業務を処理するに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は実地等による調査をすることができるものとする。

17 派遣先は、派遣元がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、派遣元に対して必要な指示を行うことができる。

#### (派遣先の任意解除権)

第 15 条 派遣先は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 17 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 派遣先は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、派遣元に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (派遣先の催告による解除権)

第 16 条 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (派遣先の催告によらない解除権)

第 17 条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 派遣元がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 派遣元のこの契約の一部の履行が不能である場合又は派遣元がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がこの契約の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、派遣元がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 派遣元が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（派遣元が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、派遣元が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 派遣元が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、派遣先が派遣元に対して当該契約の解除を求め、派遣元がこれに従わなかったとき。
- ク 派遣元が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 2 派遣元は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、派遣先に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（派遣先の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条又は前条第1項に規定する場合が派遣先の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣先は、前2条の規定により契約を解除することができない。

（派遣元の催告による解除権）

第 19 条 派遣元は、派遣先がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(派遣元の催告によらない解除権)

第 20 条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(派遣元の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 21 条 第 19 条又は前条各号に定める場合が派遣元の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣元は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第 22 条 派遣先は、この契約が解除された場合において、派遣元が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、派遣先は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を派遣元に支払わなければならない。

- 2 派遣元は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく派遣先に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が派遣元の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 派遣元は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に派遣元が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(派遣先に返還する貸与品、支給材料等については、派遣先の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して派遣先に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、派遣元が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、派遣先は、派遣元に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、派遣元は、派遣先の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、派遣先の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する派遣元のとるべき措置の期限、方法等については、第16条又は第17条第1項の規定により契約が解除された場合等においては派遣先が定め、第15条第1項、第19条又は第20条の規定により契約が解除されたときは、派遣先と派遣元とが協議して定めるものとする。

(派遣先の損害賠償請求等)

第 23 条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 16 条又は第 17 条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (5) 派遣元がこの契約の履行にあたり第 14 条の規定に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、派遣元は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして派遣元の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当する場合においては、派遣先は、違約金として、遅延日数 1 日につき、委託料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）の 1000 分の 1 に相当する額を徴収するものとする。

6 第 1 項第 1 号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、派遣先は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務委託料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）につき、年 3 パーセントの割合で計算した額を徴収して委託期間を延長することができる。

7 第 2 項の場合（金沢市契約規則第 31 条第 1 項において読み替えて準用する同規則第 5 条第 1 項第 6 号の規定による担保の提供を受けている場合にあつては、第 17 条第 8 号又は第 9 号アからキの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(派遣元の損害賠償請求等)

第 24 条 派遣元は、派遣先が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして派遣先の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 19 条又は第 20 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 12 条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、派遣元は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを派遣先に請求することができる。

(建物等に対する損害賠償)

第 25 条 派遣元は、委託業務の執行によって派遣先の建物及び設備等に損害を与えたときは、派遣先に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が派遣先の責めによる場合又は天変地異その他派遣元の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に対する損害賠償)

第 26 条 派遣元は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(損害賠償の予約)

第 27 条 派遣先は、派遣元が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 10 号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 派遣元が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他派遣先が特に認めるとき。

(2) 派遣元（派遣元が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号の規定に該当する場合で、当該派遣元に対する刑の確定が刑法第 198 条の規定によるものであるとき。

2 派遣先は、派遣元が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する確定した納付命令について、独占

禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

- (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、派遣元が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、派遣先に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(規定の適用)

第28条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、派遣先派遣元協議のうえ定めるものとする。